

○議長（河野） 1 番、川崎泰史君。

○1 番（川崎） はい、議長。

○議長（河野） 川崎君。

○議長（河野） なお、川崎君は一問一答であります。1 問目の質問を許します。

○1 番（川崎） はい、それでは一般質問をさせていただきます。

まず1 問目でございます。

「不登校支援の拡充及び教職員を守り教育の質を担保する組織体制の強化」ということで、お願いいたします。

本日は、コロナ禍を経て社会環境が大きく変化するなかで、子どもたちを取り巻く環境、そしてそれを支える学校・行政の体制について伺います。

### 1、不登校の現状と分析について。

まず、不登校児童生徒の現状についてです。新型コロナウイルス感染症が5 類へ移行し、日常が戻りつつありますが、全国的にも不登校の数は増加の一途をたどっております。本町においても、現場の肌感覚として増えていると聞き及んでおりますが、まずは客観的な数字での現状認識が必要です。こども園、小学校、中学校、それぞれの在籍人数に対して、現在どれくらいの割合で不登校、あるいは「登園しぶり」等の傾向にあるお子さんがおられるのか、現状をお聞かせください。

あわせて、単に数字だけでなく、その背景にある「声」をどう捉えているかについて伺います。保護者や当事者である子どもたちが、今、学校や町に対して何を求めているのか。個々のニーズに対する町の分析と、現在の対応状況について、教育長の見解を伺います。

### 2、支援体制(人的・物的環境)の適正化について。

次に、具体的な支援体制について伺います。現在、本町のスクールソーシャルワーカーは小中で計3 名体制と聞いております。しかし、増加する事案や複雑化する家庭環境を鑑みれば、この人数で十分なケアが行き届いているのか懸念されます。増員を含めた体制強化が必要ではないでしょうか。また、県配置のスクールカウンセラーについても、その配置時間や頻度は適正でしょうか。必要であれば外部委託なども視野に入れ、切れ目のない相談体制を作るべきと考えますが、現状と今後の方針を伺います。

ハード面についても伺います。不登校児童生徒の居場所として「綾川町少年育成センター」がありますが、現在のニーズに対して施設の規模や機能は適正でしょうか。特に小学生への対応について、こちらの育成センターは中学校にありますので、小学生の対応について既存の設備でニーズに応えきれているのか疑問が残ります。例えば、昼間の時間帯に空いている児童クラブ(学童保育)の設備を活用するなど、既存財産の柔軟な運用で居場所できないか、提案を含めて伺います。

### 3、教育行政の構造的な課題と町の法務専門部署の設置について。

最後に、より根本的な課題について伺います。現場からは「人が足りない」という悲鳴にも似た声が聞こえてきます。不登校対応や保護者対応に追われ、本来最も重要であ

るはずの「教育の質」に影響が出ていないか、非常に危惧しております。根本的に教師の数が不足していることが要因と思われませんが、町や県の財政だけで加配教員を増やすことには限界があります。

そこで、以前も提案いたしました、改めて提言いたします。教職員が教育活動に専念できるよう、クレーム対応や雑務処理、法的判断を伴う事案を一手に引き受ける「包括的な法務・事務処理専門部署」を、綾川町という組織規模を鑑みて設置すべきではないでしょうか。これは学校だけに限らず綾川町全体を見ての話でございます。また現状のスクールロイヤーの活用状況はどのようになっておりますでしょうか。さらには2026年12月までに施行される「日本版DBS（子ども性暴力防止法）」など、今後更に法的な専門知識を要する対応が現場に求められます。これらを学校現場任せにするのは限界があります。教職員を守り、ひいては子どもたちの教育環境を守るために、専門部署の設置に向けた具体的な検討を進めるべきと考えますが、町の所見をお伺いいたします。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○教育長（香川） 川崎泰史議員の「不登校支援の拡充及び教職員を守り教育の質を担保する組織体制の強化について」のご質問にお答えいたします。

議員ご質問1点目の「不登校の現状と分析についてであります。病気等以外の不登校児童生徒の現状については、コロナ禍以後増加しましたが、ここ数年は高止まりしており、小学校15名前後、中学校が30名前後で推移しています。こども園における登園しぶり等の傾向については把握しておりません。

不登校の理由としましては、家庭環境・人間関係・生活様式等、その要因や背景が多様化・複雑化しており、複数の要因にまたがるケースもあり、個々に応じた対応が求められています。教育委員会、学校・教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等関係者間で情報共有をし、ケース会の実施等の相談事業を行っているほか、町では重層的支援対策整備事業の中で、健康福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会と密に連携しながら、町全体で支援体制を構築し継続的な支援に努めているところです。

2点目の「支援体制（人的・物的環境）の適正化について」ですが、人的配置について、スクールソーシャルワーカーの配置を令和7年度から2名から3名体制とし、充実を図っております。しかし、県配置のスクールカウンセラーについては、各学校への配置日数・時間等が限定されることもあり、十分な成果が出ていない面もあり、課題等を含め県に対し引き続き継続的な配置要望を行っている現状があります。

次に、不登校児童生徒の自宅での学習支援を行うために、GIGAタブレット端末を効果的に活用し、成果をあげている事例もあります。

また、令和7年1月から新たに不登校の児童生徒の保護者を支援するために、小・中学校親の会「グッディ」を開催し、子どもの不登校で苦悩する保護者が子どもへの関わり方を一緒に考えたり、日々の悩みを話し合ったり、経験談を聞いたりする場を設け、不登校児童生徒やその保護者が社会から孤立することを防ぐ活動にも取り組み、参加者から好意的な感想等を得ております。

次に、物的環境について、まず、少年育成センターについては、不登校対策として教育支援センターを設置しています。不登校で本人及び保護者が通級を希望する児童生徒が利用しています。施設は、中学校に併設されていますが、議員ご指摘のとおり、中学生は通級していますが、小学生の通級は現在おりません。施設的な広さや支援員の人材確保等の課題もあると認識しております。

次に、議員提案の学童保育施設などの町施設の利用は、今後検討したいと思いますが、一方で、登校できない児童生徒が学校内の施設には行きづらいということ、設置には人的配置が必要であり、多種多様の課題を抱える児童生徒に対応できる人材確保は簡単でないこと、また、デリケートな個人情報管理のための体制づくり等、慎重な制度設計が求められると考えています。資格を持つ専門職の雇用の厳しさは県、町共通した課題であり、より効果的な、充実した支援体制について、今後とも検討してまいります。

3点目の「教育行政の構造的な課題と町の法務専門部署の設置について」であります。教育長として答える部分を先に述べさせていただきます。議員のご指摘にある教職員不足については全国的な課題であり、町財政の理解により町講師等の配置予算を確保しても雇用できない状況もあり、町としても苦心しております。その中で、教職員は誠心誠意子どもたちと向き合い、日々業務に邁進しており、ここ数年の全国学力・学習状況調査等の結果を見ても、綾川町勤務の教職員の地道な教育活動の成果等は、他市町に誇れると確信しております。

なお、ご質問のスクールロイヤーについては、県には配置されており、市町の利用が可能となっています。今後、必要に応じて各学校と連携しながら効果的な活用を考えてまいります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 法務専門部署について私の方から答弁いたします。最後に法務専門部署の設置についてであります。町としては顧問弁護士と契約し、総務課を窓口とした相談体制をとっております。懸案事項がある場合どの課でも利用ができるということでもあります。また、内閣府、こども家庭庁、警察など、国及び県には様々な相談窓口があることから、まずは窓口周知の徹底をすることが必要であると考えますので、町においての法務専門部署の設置については現時点で考えてないということでもあります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、再質問あります。議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）はい、それでは再質問させていただきます。

先ほど現状認識としまして小学校15名、中学校は30名前後ということで、こちらおそらく不登校の規定によります30日以上欠席者になるかと思えます。特に重要になってまいりますのが、その前段階ですね。やはり比較的休みが増えている子どもたち、そういったところへの対応がどのようにになっているのか再度お伺いしたいと思います。

そしてもう1点、最後の3番目の点ですね。職員さんが頑張っておられるということはもう十分に承知しております、そうした中でただ頑張っているのに何ていいですかね、町として甘えている状況ではちょっとよくないと思っております。そういった中でいろいろな制度的な対応ですね、それをしていけばどうでしょうというのが、今回の趣旨でございますので。残念ながら部署についてはですね、設置は今回行わないということでございました。そして窓口等での対応等があると、顧問弁護士や、そういうそれぞれの対応があるということなんですが、結局ですね、そのアドバイザーに聞いて結局、現場がどうかしてくださいという、たぶんこれ回答になるかと思えます。ただそれがもう限界があるという話ですので、そういった部分を当然ある程度は現場対応していただければいいんですが、ある程度もう混み合ってきた場合になるとやはりそれを引き継ぐ部門がないと結局現場が疲弊すると。そういったことが今回の趣旨でございますので、その点が残念ながら回答としては得られていないかと思われます。

また、私も質問で述べておりますとおり、結局教職員の数が足りない。十分数がいれば対応することはもちろん、現場でも当然子どもたちもよく知っておる立場の教職員ですので対応できると思うんですが、そもそもが足りていないというのが、やっぱり根本的なところになりますので。これもね、以前ある方と話しておりましたら、もう正直、学校の営業時間を考えれば2交代にするしか方法がないというようなことも聞いております。実際おそらく私立学校等ではそれに近いような対応もされておるのかなと思えます。その中で、公教育が取り残されているというのが現状ではないかなと思えますので、これを町単独でどうこうはできないというのは十分承知しております。そういった中で本当にこの現場をですね、今現在の中でどのように対応するのか、そういった点での私の提案でございますので、そういったことをかんがみて再度お伺いいたします。

そういったアドバイスだけにとどまらない、最終的な処理まで含めた対応を町としてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思えます。

○学校教育課長（岡下）はい、議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）川崎議員さんの再質問についてお答えいたします。

まず30日以上をまだ超えていない子どもに対する対応ということですが、不登校気味の子どもに対しましても毎月、学校の方からは当然報告が上がっておりまして、そういった子どもに対する相談の実施であるとか、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカー等のケース会も実施しておりまして、教育委員会の指導主事、また学校生活相談員、これ平成6年から配置しておりますけれども、そういった人を使いながら、相談事業を実施しているというのが現状であります。

また制度的なことで、スクールロイヤー等の窓口がアドバイザー的にしか機能していないのではないかというところにつきましては、これも経験談でありますけれども、町の顧問弁護士の方に最後までお話をさせていただいて、対応していただいたというケースもありますし、今指導主事の方が保護者の方とお会いして対応するというケースもありますし、そのケースケースで、最終的にどこが持っていくかというのはそれぞれありますけれども、対応できているというふうに思います。

教職員の人が足りてないという部分につきましては、1名、例えば病休とか産休とかで欠員になったところをですね、時間の対応で2人を雇うとか、そういった形でも、1人のところを2人で対応したりですね、そういった対応もしながら、苦しいところがありますが、対応しております。

ただ先ほど教育長も申しましたように、その対応する教員自体が、もう駒もないというような状況も各教育事務所で起こっているというのが現状でありまして、今後県にも要望もしますし、採用については県の方との話の中で、県講師、町講師の使い分けというところになろうかと思えます。以上です。

○教育長（香川）議長。

○議長（河野）はい、香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）失礼します。課長が先ほど述べたことに付け加えまして、教育長として一言述べさせていただきます。

職員の頑張りに甘えているのではないかとのご指摘がありましたが、そう言われると非常に胸が痛みます。何とも言えない気持ちです。学校現場を町としても、教育委員会としても、しっかり応援したいなということで、日々頑張っております。例えば、退職をされた教員の、先生の一覧のリストを作りまして、その方の中で、学校現場を助けてくれそうな先生に、日々、声をかけ続けております。実は私も数年前、前松井教育長から声をかけられまして、綾川中学校で午前中4時間、1週間で20時間でございますが、3年生という進路指導真っ只中の3年生の公民の授業を担当させていただきました。こういう形で教員が関わると、学級担任の授業実数が減り、子どもに関わる時間が増えます。これはあくまでも1例ですが、フルタイムで勤務は難しいまでも、午前中、あるいは週3日間、勤務をしていただける先生を求めべく日々努力をして、

声かけをさせていただいております。現時点でも、ある小学校に対して、週4時間、あるいは週3日、という形で、非常勤講師で支えていただいておりますので、その学校ではそのことにより、他の教職員の負担が軽減をされておるところでございます。

今後も、フルタイムは大変厳しい状況でございますが、とにかく学校現場を支えるために、町教育委員会といたしましても、できる限りの支援の手を差し伸べていくつもりでございますので、その辺りもお含みの上で、ご支援をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） 議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） 再々質問させていただきます。

1点目、30日未満の対応もやられているということで、ぜひそのままお願いしたいんですが、今回その数字的な部分がやっぱりあんまり具体的には出てきておりません。当然ながら、非常にセンシティブな内容を含んでおりますので、非常に公開するのは難しいのかなとは十分理解できるところでございます。ぜひ専門のですね、今後、総務委員会等で、秘密会なども活用しながら、引き続き協議をしていただきたいと思います。

そして3点目、教育長から非常に熱いお言葉いただきましてありがとうございます。本当にやっぱ現場がね、必死で頑張っているというのは、私の恩師からもいろいろ聞いておりますし、いろんなところから声は聞こえているところでございます。そういった部分に対してですね、少しでも対応できるような体制を事務方としてしっかりと作っていくこと、これも私は必要だと思っておりますので、町執行部の方から何か返答がありましたらお答えいただければと思います。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） はい、教育長。

○教育長（香川） 川崎議員の再々質問について、まずお尋ねをさせていただきます。

事務方として何ができるのかということにつきましては、学校の教員を応援することで受けとめてよろしいでしょうか。はい、それでしたら、先ほども述べましたけれども、非常に人的配置が厳しい状況の中ではありますが、そういう中でも、少しでも現場の負担を少なくするために、人的確保に鋭意努力をしていきたいと考えております。これでは、不十分でしょうか。

○1番（川崎） そっちではないですけど、まあいいです。

○教育長（香川） はい、一生懸命、学校現場を支えていきたいと思っておりますので、ご理解ご支援をよろしく願います。以上で終わります。

○議長（河野） はい。1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。議長。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1番（川崎） はい、それでは続きまして2問目の質問に移らせていただきます。

「増加する相続放棄地及び所有者不明土地への対策と、将来の土地管理のあり方について」を質問いたします。

本町においても、耕作放棄地や管理不全な土地が増加の一途をたどっていると強く感じております。特に農地においては、繁茂した雑草や病害虫の発生など、周辺の優良農地への悪影響が懸念される事案が散見されます。こうした土地の背景には、相続放棄や相続登記未了による「所有者不明化」の問題が横たわっています。

この問題の根幹には、法制度と実態の乖離があると考えます。昭和22年の旧民法廃止以前の「家督相続」においては、資産の分散が防がれ、実害が出にくい構造がありました。逆算すれば、旧法廃止直前に20歳で家督相続を行った方でも現在98歳前後となります。つまり、旧法の恩恵を受けた世代が事実上いなくなり、新民法下の均分相続による権利の細分化・複雑化が、今まさに限界点となり、「制度疲労」として表面化しているのが現状ではないでしょうか。

資産価値の低い地方の土地に対し、全国に散らばる膨大な数の相続人を特定し、説明を行い、承認を得ることは、コストと労力の面で全く現実的ではありません。このような将来想定される問題を長年放置してきた結果が、現在の危機的状況を招いています。こうした現状を踏まえ、以下について町の所見を伺います。

1、相続放棄地及び管理不全土地の現状管理について。

相続放棄され、事実上の管理者が不在となっている農地等が周辺環境へ悪影響を及ぼしている場合、町として現在どのような手段で対応しているのか。また、今後どのように管理指導を行っていく方針か伺います。

2、町による「事実上の管理化」の可能性について。

相続人が判明しない、あるいは全員が放棄した土地について、法的整理を待たずして、町権限において事実上の管理(草刈りや最低限の保全)を行う制度設計、あるいは公的な受け皿を作ることは可能か伺います。

3、国の動向と制度の有効性について

この問題に対し、国は「相続土地国庫帰属制度」の創設など動きを見せていますが、要件の厳しさや費用負担などから、地方の荒廃地対策として真に機能するか疑問が残ります。現在の国の施策に対する町の評価と、仮に国の対応が現実的に即していない場合、町として国へどのような改善要望、あるいは独自の解決策が必要と考えているか、町の所見を伺います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

1点目の「相続放棄地及び管理不全土地の現況管理について」であります。現在農地の所有者が高齢化し、相続人が遠方に居住している場合や、農業を継続する意欲や資金的余裕がない場合など、多様な事情により相続放棄を含めた耕作放棄地というのが増加しているというのが現状でないかなと思っております。この結果、農地の適切な管理や活用が困難となり、地域の農業振興に支障をきたすケースも出てくると思われま。す。町では、「農業委員会」を通じまして、耕作放棄農地の解消に向けて、農地パトロールを行い、「公益財団法人香川県農地機構」と連携することで農地の有効活用や売却・貸付の促進を現在行っております。今後も関係機関と連携を密にし、地域の農業振興や景観保全を目的とした農地管理指導を行ってまいりたいと、そのように考えております。

2点目の「町による事実上の管理化の可能性について」であります。農地を所有し、また利用し、維持管理を行うことは個人や法人の責任と思われま。す。現在、町の権限で相続放棄をした農地の管理を行うことは費用的な問題から難しいと考えま。す。が、まずはその前段で中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を利用した地域の問題として捉える必要があると考えており、町としても地元の活動組織と相談をしてまいりたいとそのように考えております。

3点目の「国の動向と制度の有効性について」であります。 「相続土地国庫帰属制度」は、所有者不明土地の発生を予防するため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度であり、令和5年4月27日から運用されております。

議員のお話の、要件の厳しさとは、申請人や帰属できる土地に一定の制限が設けられていることを指すと思われま。す。が、管理コストの増大を避けるためには、やむを得ないものと思われま。す。

また、相続放棄地及び所有者不明土地の増加が顕著であるため、それを抑制するほどではありませんが、綾川町においても、令和7年度に5件ほどの帰属制度活用があり、一定の効果はあるのではないかと考えま。す。

なお、法の附則において、法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、とされていることから、今後、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、再質問あります。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい、議長。

○1番（川崎）はい、それでは再質問させていただきます。

1点目、2点目についてですが、今、回答ありましたのは基本的に相続がある程度確定する、もしくはある程度管理者が想定されている場合の回答かなと思われま。問題になっておりますのは結局、誰が管理してるのかわからない、触れない土地ですね、こちらが問題になっております。実際に山間部行きますとですね、特定の地区はもうあつという間に数年経てば森になりますので、田んぼの中に突然森があるようなところも散見されます。そういった部分を実際に近隣の方が、特に隣接地の方ですね、もう困るからちょっとあれ触っていいですかと聞いても、当然ながら町としては何の責任も管理的にもございませんので、触れませんという回答しか出ないと思われま。そういった中で結局放置されているという現状がありますので、それに対してどのような対応をしていくのかってのが本来の趣旨でございますので、そういった点におきまして、再度お答えいただければと思いま。

また問3の国の対応についてなんです、こちらもですね、一応綾川町では5件あったということで、これもおそらく帰属化が可能であったのは最終的に相続放棄等が成立してですね、管理上綺麗に法的な処置ができたからこそだと思われま。しかしながら当然ながら、その前段階で宙に浮いてしまうパターン、相続人がある程度放棄して、だんだん末端になってくると当然ながらこちらにもいない、全然なんなら綾川町にはもう縁のない方々もたくさん増えてこられます。そういった中で相続放棄の途中で放置されてしまう土地、実際に地域の方に聞いても、もう誰が管理してるのかわからない、という状態でずっと放置されている土地というのはたくさんございまし、親戚関係に聞いてもですね、あれはいろいろあっても触れないんだということで放置されているところもたくさんございま。そういった部分に対してですね、現場においてそれをどのように対応、処理していくのか、そういった部分を町の現場の職員として何か手段、手法があるのであれば、もしくは何か問題点があるのであれば、その点をぜひおっしゃっていただきたいと思いま。その点お答えをお願いいたしま。

○経済課長補佐（葛西）はい、議長。

○議長（河野）葛西経済課長補佐。

○経済課長補佐（葛西）はい、議長。

○経済課長補佐（葛西）失礼しま。川崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

川崎議員のご質問といたしましては、相続人の方が誰もいなくなったときに、農地の保全がどうなるかというご質問だったと思うんですけども、今の相続人とか利害関係人の方が誰もいない場合はですね、農地を清算する義務を負う人がいないという状況になりまして、放置された状況が続くこととなっております。

町としましては代執行としまして、こちらの農地を代執行して取得すると、そういうことも制度的にはできますし、また草刈等の管理につきましても、代執行で行うことはできるんですけども、これにつきましては町の費用が発生することになりまして、その費用的な面でどうするのか、というのがまだ町の方では決まっておら。

またこちらの制度を使いますと、今後、そういう利害関係人とか相続人のいない土地が、ほっといてもいいんだという、維持管理をしない状況を促進するというのもちょっと考えられますので、こちらについては研究課題とさせていただきたいと思っております。

また最終的にですね、県の農業会議とかに相談したところ、もし担い手さんとかがいれば県の農業委員会の認定で、農地バンクとかを利用して担い手さんに貸し出すということもできるそうなので、そちらの方も農業委員会と相談して、また進めていきたいと思っております。以上です。

○税務課長（亀山） 議長。

○議長（河野） はい、亀山税務課長。

○税務課長（亀山） はい、議長。

○税務課長（亀山） 川崎議員の再質問にお答えをいたします。

宙に浮いた土地、相続放棄された土地の処分についてのご質問であったかと思えます。今現在、固定資産税の関係とかで、相続人が放棄をしまして、相続人不存在となっておるような土地も、徐々に増えておるような状況でございますが、こちら制度上、裁判所の方に相続財産の清算人というのを申し立てする制度というのがございます。これによってそちらの財産の処分であるとか、清算をしていただくようなことは可能ではあります、こちらの制度を利用する際に、予納金というものを最初に納めなければならないようになっておまして、そちらの金額が数十万から 100 万を超えるような金額になることもあるというようなこともございまして、税務課の方としてはなかなかそういった制度を活用することができないでおるといのが、今の現状でございます。以上です。

○議長（河野） はい、再々質問はございませんか。

○1 番（川崎） はい、議長。再々質問。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1 番（川崎） はい、ありがとうございます。ご回答ありがとうございました。

今、回答がありましたとおりですね、裁判所への申し立てで対応するのは今現状できるということになっておりますが、今ありましたとおり、数十万また 100 万程度の費用がかかってくるということで。そして、また土地処分を考えましても、もうこの時点で数字的にも現実的ではないということは皆さんもご承知のとおりだと思います。こういった現状の事務処理上、もうほとんどこれ対応が不可能であろうと思っておりますので、おそらくいくら質問しても、もう回答は出てこないものと思っております。こういった現状をおそらく県や国に対しても相談かけておろうと思っておりますが、これ今後ますます増えてまいりますので、本当に本格的に対応しないと先ほど言った、最終的に裁判で処理すればいいっていうのはこれはもう都会の話、一等地の話でございまして。地方ではもう全く現実的にはないという部分、この点をしっかりと国に対しても認識していただければ、これらの問題の解決には至らないと思っております。そういった点を踏まえまして、

対応についてお伺いしたいと思います。

それとあともう1点、先ほどの農業関係の回答ですが、これもやはり担い手があれば貸し出すとかこういった対応、これはおそらくそういった相続関係がある程度確定した後の話になろうかと思っておりますので、そもそも権利者が不明な状態についてが今回の質問の趣旨でございますので、なかなかこの対応というのは非常に厳しいと思っております。そういった中で問3におきます最終的な、解決の手段が現状、先ほど言った裁判所への申し立てということなので、そしてまたこれは先ほど申し上げましたとおり、事実上、地方では全く役に立たない解決策となっておりますので、この点を踏まえまして、国に対して必要な処置があるのであれば、現場の立場でぜひお答えいただきたいと思っております。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい、福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 失礼します。川崎議員の再々質問にお答えします。

おっしゃるとおりですね、所有者不明の土地であるとか、相続人が放棄してる土地の問題はずっと残っていると思っております。私どもは空き家対策の方の基本法の、空き家対策の改正を今ですね、基本計画を立て直しておるところでございますので、この辺も踏まえて、空き家には農地も付いておりますので、こういったところで1つは改正「空家等対策の推進に関する特別措置法」、もしくは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を利用しながらやっていきたいと思っておりますけど。当然、私ども執行部の方から答弁させていただいたとおりですね、最終的には費用の方は残っていくということになりますので、そういったところの、国に対して、財政的な支援については町村会を通じて要望していきたいなと考えております。以上でございます。

○議長（河野） 以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎） ありがとうございます。